

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 11日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県宇部市大字小串1978-10
氏 名 UBE三菱セメント株式会社
環境エネルギー事業部 電力部 宇部発電所
岡田 清彦
電話番号 0836-31-5972

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	UBE三菱セメント株式会社 宇部発電所
事 業 場 の 所 在 地	山口県宇部市大字小串1978-10
計 画 期 間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

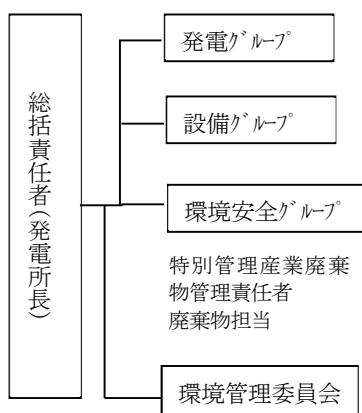
① 事 業 の 種 類	電気業
② 事 業 の 規 模	20,567百万円
③ 従 業 員 数	105名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	石炭及びバイオマス燃焼による発電 ・ばいじん(フライアッシュ)→自社セメント工場で原料としてリサイクル ・燃え殻(ボトムアッシュ) →自社セメント工場で原料としてリサイクル ・汚泥等→自社セメント工場で原料としてリサイクル、埋立て処分 ・金属くず(燃料用木材チップに混在のがれき、金物くず) →中間処理業者へ委託し分別・再資源化 ・廃油、廃プラスチック類→焼却処理業者へ委託して処分

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- 役職名と産業廃棄物にかかる役割
- [総括責任者(発電所長)]
- ・環境管理委員会の委員長として廃棄物処理に関する審議を統括
 - ・特別管理産業廃棄物管理責任者の任命
- [環境管理委員会]
- ・廃棄物に関わる問題の是正、予防処置の検討
 - ・廃棄物の処理方法に関する審議
- [特別管理産業廃棄物管理責任者]
- ・廃棄物処理に関する基準の承認
 - ・廃棄物に関する各種事項の決定
- [環境安全グループ]
- ・廃棄物処理計画及び処理計画実施状況の作成と監督官庁への報告
 - ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
 - ・収集運搬業者及び処理業者の調査・選定及び管理
 - ・収集運搬及び処理委託契約の締結
 - ・電子マニフェストの発行と管理
 - ・社員、関連会社に対する啓発教育 その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	・設備工事計画書の際は廃棄物の減量化を含めた見直し中ですが、該当する工事はありませんでした。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
② 計画	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・設備工事計画の際は廃棄物の減量化を含めた見直しを行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず(廃パレット)について、破碎・分別する中間処理業者に委託して、再資源化を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状を維持し再利用を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・排出量の殆どを占める石炭灰は自社のセメント工場の 原料として再利用を図っている。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
② 計画	自ら再生利用を行 う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・現状を維持し再利用を図る。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
② 計画	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
	【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行 う 産業廃棄物の量	t	t
② 計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物の処理を委託出来る業者を選定し 書面による契約締結をして依頼している。 ・優良認定処理業者への処理委託。 ・委託先処理業者への現地確認を実施。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) • 今後も可能な限り優良認定処理業者から選定する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	UBE三菱セメント株式会社 宇部発電所	所在地(市町名)	宇部市	事業の種類	電気業
-------------	---------------------	----------	-----	-------	-----

(単位 :トン)

区分 業 種 類		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項				処理委託に関する事項								
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分 を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産業廃棄物	燃え殻	5,767	6,250	5,767	6,250																	
	汚泥	15	15											15	15	15	15					
	廃油	0	1											0	1	0	1					
	廃酸																					
	廃アルカリ		1											1		1					1	
	廃プラスチック類	8	10											8	10	8	10					
	紙くず																					
	木くず	2	3											2	3							
	繊維くず																					
	動植物性残さ																					
産業廃棄物	動物系固形不要物																					
	ゴムくず																					
	金属くず	78	80											78	80							
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	3	10											3	10	3	10					
	鉛さい																					
	がれき類																					
	動物のふん尿																					
	動物の死体																					
	ばいじん	55,431	60,090	55,431	60,090																	
	13号液体物																					
計 (A)		61,304	66,460	61,198	66,340	0	0	0	0	0	0	107	120	26	37	0	0	0	1	0	0	